

中期経営計画

<平成28~32年度>

平成28年5月

一般財団法人大阪府みどり公社

目 次

I	計画策定にあたって	1
1	計画策定趣旨	1
2	計画策定の留意点	1
(1)	公社の設置目的	1
(2)	大阪府との関係	1
(3)	公社の法的位置づけ	1
(4)	公社の役割	2
(5)	制度の変化と業務の変遷	3
II	計画策定にあたっての基本方針となる中期財政展望	4
1	中期財政展望の性格と役割	4
2	財団収支の長期的展望と中期的目標	4
(1)	継続的な事業活動を前提とした運営の必要性	4
(2)	長期的展望と中期的目標	5
3	今後5年間の収支目標の基本フレーム	7
(1)	現在の財団の収支状況	7
(2)	平成28年度以降の収支状況にかかわる課題	8
(3)	今後5年間において必要となる経営改善の方向と留意点	10
(4)	今後5年間の収支改善目標	11
III	方針と目標及び事業展開	12
1	法人運営	12
2	公益目的支出計画事業	12
(1)	農地中間管理事業等農地関連事業	12
(2)	自然環境保全関連事業	13
(3)	地球温暖化防止活動推進支援事業	15

3	その他収益事業	16
	(1) 環境調査・相談事業	16
	(2) 直営事業	16
IV	収支計画	17
V	進行管理	17

I 計画策定にあたって

1 計画策定趣旨

一般財団法人大阪府みどり公社は、前中期経営計画期間中の平成 24 年 4 月に財団法人から一般財団法人に移行し、移行法人として移行時に策定した公益目的支出計画を実施しながら各種事業を展開している。

公益目的支出計画は着実に実行しているが、将来においても公社の役割を果たすために、公益目的支出計画終了後も継続して活動していくことを明らかにした上で、今後 5 年間の中期経営計画を策定し、各事業分野の中期的事業展開方向と目標を設定する。

2 計画策定の留意点

(1) 公社の設置目的

公社は、「大阪府における地域社会と調和のとれた農林業などの振興、地球環境の保全及び自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与すること。」を目的として設置された。

(2) 大阪府との関係

大阪府の指定出資法人（大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例）

- 公社は、大阪府の指定出資法人に指定されており、法人の運営について大阪府の指導・調整などの関与や大阪府からの経営評価を受けることとされている。
- また、決算をはじめとする経営状況や評価結果について、大阪府議会に報告するとともに大阪府民に公表している。
- 大阪府では、出資法人のさらなる改革が検討されているところであるが、『行財政改革推進プラン（案）（平成 27 年 2 月策定）』において、公社は「存続」する団体として位置づけられている。

(3) 公社の法的位置づけ

ア 一般財団法人（一般社団法人および一般財団法人に関する法律）

- 公社は、平成 24 年 4 月 1 日に、従来の特例民法法人としての財団から、一般財団法人に移行した。
- 移行時の残余財産約 10 億円を公益目的財産額として、移行後 20 年間で公益事業に支出する「公益目的支出計画」を作成し、認可を受けている。
- 一般財団法人への移行に伴い、法人監督官庁の関与は大幅に縮小し、自立的運営に委ね

られるところとなったが、一方、評議員の設置や新公益法人会計基準による経理処理など、透明性や説明責任、法令順守、情報開示が強く求められることとなった。

イ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律）

- 公社は、平成 26 年 5 月 1 日に、大阪府における農地中間管理機構として指定を受け、6 月 2 日より業務を開始した。
- 国の法改正に対応するため、従来の農地保有合理化法人から移行したところであるが、事業運営や実施手続きが大きく変化した。
- 大阪府の定める基本方針に基づき事業を実施するとともに、毎年度の事業計画・予算、個別の農地の利用方法等について知事の認可を受けることとされており、大阪府との連携が要請されている。
- 事業推進にあたっては、透明性が強く要請されており、公募による借り手の募集、個別事業内容の公表、周知期間の設定、事業評価委員会の設置などが必要とされている。
- 農地の貸借のみでなく、中間管理権を設定した農地の維持管理や改良などの事業を行うことが可能となった。
- 農地中間管理機構の運営や事業実施にかかる経費については、国における財源確保により、大阪府からの補助金で措置されるが、将来においても事業を安定的に実施できるよう、補助金水準に応じた事業実施体制を検討する必要がある。

ウ 大阪府地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策の推進に関する法律）

- 公社は、大阪府における地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「大阪センター」という。）として平成 15 年 7 月に知事から指定を受けている。
- 地球温暖化対策に関する普及啓発、民間団体の活動支援、府民への相談対応・助言、調査活動を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることとされている。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律により、大阪府の実施する施策への協力が求められている。
- 大阪センターの運営や事業に要する経費については、一部事業について環境省や全国地球温暖化防止活動推進センターの補助等を受けているが、公社の公益目的財産の費消を中心に事業を展開している。

(4) 公社の役割

- 大阪府の 100%出資により設立された法人であり、指定出資法人として大阪府の調整や指導を受けながら、設立の目的に沿って、効率的・効果的に事業を展開し、府民生活の

向上に寄与するよう努める必要がある。

- 一般財団に移行した法人として、公益目的支出計画に沿って、公益事業の着実な展開を図るとともに、継続して安定的な活動ができるよう、収益事業の展開も含めた健全な財団運営に努める必要がある。
- 農地中間管理機構及び大阪センターの活動については、大阪府における唯一の機関として指定されていることから、その公共性、準行政的役割に配慮し、大阪府との連携を十分に図りながら、積極的かつ公正な事業展開に努める必要がある。

(5) 制度変化と業務の変遷

- 平成 24 年 4 月 1 日 一般財団法人へ移行
移行時の公益目的財産額 1,064,620,087 円
公益目的支出計画期間 20 年間 平成 44 年 3 月 31 日終了
- 平成 23 年 5 月 箕面ビジターセンター管理事業終了
- 平成 24 年 3 月 大阪府民牧場管理運営事業終了
- 平成 25 年 4 月 大阪府立金剛登山道駐車場管理開始
- 平成 26 年 5 月 農地中間管理機構指定
- 平成 28 年 3 月 大阪府立花の文化園管理運営事業終了

II 計画策定にあたっての基本方針となる中期財政展望

平成 28 年度から 5 年間の中期経営計画の策定にあたっては、中期財政展望を指針とし、この財政フレームの範囲で目的をもって事業展開することとする。

1 中期財政展望の性格と役割

- 公社が公益目的支出計画終了後の平成 44 年度以降も継続して事業展開するための財団運営について、中長期的な財政フレームを示すものである。
- 次期中期経営計画の策定にあたっての前提としての収支計画を検討し、計画的、効率的、現実的な事業展開をめざすこととする。
- 大阪府への施策協力・支援にあたり、一定の財政的制約を共有し、大阪府の出資した財産の継続的、効果的な活用を図るものとする。

2 財団収支の長期的展望と中期的目標

(1) 継続的な事業活動を前提とした運営の必要性

- 平成 24 年度、公社は一般財団法人に移行し、その時点での正味財産約 10 億 6 千万円を、公益目的財産として、毎年度約 5500 万円費消し、20 年間で 0 円とすることとした。一方、平成 44 年度以降の財団のあり方については、明記されておらず、極めて重要な課題となっている。
- しかしながら、以下の理由により、公社は平成 44 年度以降も財団としての活動を継続していくことが強く要請されており、今後は、いわゆる「継続企業の原則（ゴーイングコンサーン）」に則って、将来の財政展望を明確にし、継続的な事業活動を前提とした運営が必要となっている。

① 公社の社会的役割

- ・大阪府の指定出資法人として、これまで支出した税の有効活用を図り、継続的、自立的な運営が社会的に要請されている。
- ・「農地中間管理機構」及び「地球温暖化防止活動推進センター」は、大阪府の指定した府域で唯一の機関として準行政的性格を有しており、代替性がなく事業の安定的な実施が求められている。
- ・指定管理制度になっている府民の森は、オープン当初から公社が管理運営し、多くのノウハウと人材を蓄積している。これらを活かし、今後も公社が継続して管理運営することが、自然環境の保全と府民利用の促進に資すると考える。

② 職員の雇用の安定

- ・ 職員の継続した雇用により、必要なマンパワーの確保や事業遂行能力の向上を図る必要があり、経験豊富な職員の能力を活用し、将来にわたり継続した事業を展開することが望まれる。

③ 事業推進に当たっての社会的信頼性

- ・ 将来にわたり存続し、事業を継続することを明確にすることにより、新規事業の獲得や事業展開にあたっての支障がなくなり、社会的信頼性が増す。

(2) 長期的展望と中期的目標

- 一般財団法人移行後の平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間の収支の状況は、公益目的支出が 4 年間で約 2 億 3,000 万円、年平均約 5,800 万円となっており、計画を上回るペースで費消がすすんでいるが、一方で収益事業等による収益が増加しており、結果として財団全体の正味財産は、4 年間で約 1 億 6,000 万円、年平均約 4,000 万円の減少にとどまっている。

一般財団法人移行後の収支の状況と正味財産の残額 (単位：千円)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度見込	合 計
公益目的支出	△63,237	△62,296	△52,375	△57,217	△235,125
その他会計等	17,052	14,042	24,395	15,158	70,647
合 計	△46,185	△48,254	△27,980	△42,059	△164,478
期末正味財産	1,018,435	970,181	942,201	900,142	

27 年度は最終補正予算をもとに推計

- この結果、平成 27 年度末の期末正味財産額は、約 9 億円程度と予測され、当初の中期経営計画の推計とほぼ一致した額となっている。
しかしながら、今後 15 年間同様の運営を継続するとすれば、単純に計算すると平成 43 年度末の期末正味財産額が 2 億円程度残り、さらに 5 年間の事業継続が担保されるにすぎない状況である。
- 平成 44 年度以降も公社が存続し、現在の規模での事業展開を継続していくためには、平成 43 年度までの最低限の目標として、
 - ・ 単年度収支をプラスマイナスゼロで均衡させること
 - ・ 正味財産として、1 年分の事業費相当額約 5 億円を保有することが必要である。

- そして、この目標を達成するため、中期経営計画においては、平成 32 年度において、
 - ・単年度収支を△2,500 万円まで圧縮すること
 - ・平成 32 年度末の正味財産を約 7 億円確保すること
 を目標として、今後 5 年間の経営計画を策定することとする。

財団経営の中長期的収支目標 (単位：千円)

	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 43 年度
単年度収支	△40,000	△25,000	0
期末正味財産残額	900,000	725,000	500,000

- 中期経営計画終了後の平成 33 年度以降の対応については、平成 33 年度から平成 43 年度の間プロパー職員 3 名が定年退職することやさらなる経営努力を講じることを想定し、あらためて計画を策定する必要がある。また、公益目的支出計画については、今後 5 年間の進捗状況を踏まえ改定が必要な場合には改定を行うこととする。
- さらに、今後の収支状況によっては、公益財団法人への移行も視野に入れる必要があると考える。

3 今後5年間の収支目標の基本フレーム

(1) 現在の財団の収支状況

- 平成27年度最終補正予算をもとに、現在の財団の事業分野別の収支の状況を分析すると、次のとおりである。

(単位：千円)

		27年度見込
実施事業等会計収支	農地関連	△13,802
	府民の森	△ 8,840
	花の文化園	△ 9,675
	環境関連	△24,900
	小計	△57,217
その他会計収支		8,835
法人会計収支		6,323
一般正味財産増減額		△42,059

- 平成27年度は、定年退職の発生にともなう退職金の一時的増や棚卸資産である土地の評価替えによる評価損の発生など、単年度経費増が約1,000万円あり、一方で農地中間管理事業との兼務による共通経費の軽減、単年度限りの受託事業による収益などの27年度限りの収益増加要素が約1,400万円ある。年度固有の事情は種々があるが、現在の財団の基本的な収支バランスは、この4年間の変遷から、おおむねマイナス約4,000万円程度であると考えられる。
- したがって、今後5年間で約1,500万円の収支改善を図ることが、必要となり、今後の年度ごとの要因や経営改善のための方策を分析し、各年度の実現可能な収支の目標を「今後5年間の収支目標の基本フレーム」として策定し、計画的に対応していくことが求められている。

(2) 平成 28 年度以降の収支状況にかかわる課題

○ 次に、今後 5 年間の財団の収支の動向に影響を与えるいくつかの課題について分析する。

① 花の文化園指定管理事業からの撤退

- ・ 花の文化園の指定管理については、平成 28 年度以降の新たな指定を受けることができなかったため、平成 27 年度末をもって終了することとなった。
- ・ 近年、経営努力により、ほぼ収支均衡の経営に近づいていたが、過去 5 年間で約 3,800 万円の正味財産を費消してきたことから、大幅な投資や収支リスクを覚悟してまで、受注することができなかったものである。
- ・ 財団の経営という観点からは、長期的にみると不採算事業からの撤退が経営の健全化に寄与すると考えられるが、短期的にみると共通経費の増加、職員の再配置にかかる経費増の課題が発生する。
- ・ 従来花の文化園に配賦していた共通経費約 800 万円と本部職員の増加による経費約 1,000 万円をどのように吸収していくのかが課題となる。

② 農地中間管理事業補助金の状況変化

- ・ 農地中間管理事業については、事業にかかる経費については全額補助金が充当されることになっているが、平成 28 年度以降は補助金の総額に枠的な限度が設定される可能性が高くなっている。
- ・ 平成 28 年度については、財源となる基金の減少のため大幅に補助額が制限されることとなり、現在の予定では 5,300 万円程度と、平成 27 年度よりおおむね 1,700 万円程度減額となる。
- ・ このため、将来においても農地中間管理事業を安定的に実施できるよう、大阪府との業務分担や役割の見直しを行い、補助金の水準に見合った公社の事業実施体制を検討していく必要がある。

③ 地球温暖化防止活動推進センターにかかる補助金等の減少等

- ・地球温暖化防止活動推進センターは、「地域における地球温暖化防止活動促進事業」、「地域活動支援・連携促進事業（コンソーシアム事業）」、「うちエコ診断事業」の3事業を実施しているが、このうち、「地域活動支援・連携促進事業（コンソーシアム事業）」については、平成27年度限りで国庫補助金（600万円）が廃止されることとなった。「うちエコ診断事業」についても、平成27年度は一件あたり2万円の1/2が補助されていたが、平成28年度以降は、一件あたり7千円の定額補助に変更された。
- ・また、大阪府からの委託事業「箕面北部丘陵地区動植物調査業務」（平成27年度事業費約1,340万円）についても平成30年度限りで終了する予定である。
- ・このため、当面は、終了した「地域活動支援・連携促進事業（コンソーシアム事業）」に関わるマンパワーを、「事業所を対象としたCO₂削減・節電支援事業（ポテンシャル診断事業）」や「環境貢献型商品開発・販売促進支援事業」、「うちエコ診断事業」の拡大、さらには新規事業の展開にシフトすることにより、収入の確保を図ることが必要となる。
- ・また、これら事業の拡大の進捗や新規事業の獲得の状況を踏まえ、今後、事業量に見合った公社の事業実施体制を検討していく必要がある

④ 府民の森指定管理事業等

- ・府民の森の指定管理については、平成28年度から平成32年度までの5年間の受託が決定している。現在の試算では共通経費も含め収支均衡で運営できるものと考えている。
- ・また、金剛山登山道駐車場の指定管理については、天候等によるリスクに比して収益性が低いことから、次期指定管理公募時には慎重な対応が必要である。

⑤ 退職金の一時的増加

- ・職員の定年退職が、平成28年度末、平成30年度末、平成32年度末にそれぞれ1名発生する。これに伴い、これら退職発生年度において退職金の一時的増加約180万円から400万円が発生する。

(3) 今後 5 年間に必要となる経営改善の方向と留意点

- この目標を達成するためには、次のような経営改善の取り組みが必要である。
- ① 人件費の圧縮を中心とした運営体制の効率化
 - ・現在 3 名の府派遣職員を雇用しているが、これを嘱託職員等におきかえること、5 年間で 3 名の定年退職が発生するためその後の体制を工夫することにより人件費の圧縮を図る。
 - ・このためには、職員のパワーアップや弾力的な高齢者の活用等も重要な課題となる。
- ② 新規事業の獲得
 - ・公社の収支状況の改善のためには、収益性の高い新規事業の獲得が課題となる。これまで、農政分野におけるコンサルティング業務や環境分野における企画提案型公募事業など新規事業を獲得してきたが、さらなる獲得努力が必要である。
 - ・平成 28 年度から開始される、「府民の森自販機設置事業」、「環境パートナーシップ事業」などの公募型事業の獲得に努めるとともに、「農地管理事業」や「環境関連事業」にかかる市町村事業の受託についても積極的に取り組む必要がある。
- ③ 公益目的事業と自主事業のバランスの考慮
 - ・公益目的支出計画終了後も公益目的事業（実施事業）を継続して実施するためには、財団全体の収支を△2,500 万円まで圧縮する必要がある。
 - ・新規事業の獲得の努力は行うものの、
 - i 運営体制の効率化などの経営努力は全体の収益性の向上に資するものであること。
 - ii 法人会計の収益は法人財産の運用利息が主であり今後は減少が予測されることから、公益目的事業については、公益目的支出の単年度収支にとらわれず、公社全体の収支バランスを優先し、公益目的支出と自主事業等の均衡を考慮した収支改善をめざすこととする。
 - ・また、従来農政関連事業は実施事業のみであったが、コンサルティング業務等の自主事業との区分管理を明確にしたうえで、自主事業の積極的な確保に努め、収入増を図る。
 - ・さらに、収支改善の進捗に応じ、「カーボン・オフセットイベントへの支援」の拡大や「ナラ枯れ終息後の森づくりの検討」など新たな公益事業の実施についても検討することとする。
- ④ 大阪府との役割分担の点検と協力体制の検証・充実
 - ・公社事業のうち、農地中間管理機構としての取り組みや地球温暖化防止活動推進センターとしての活動は準行政的役割を担っていることから、絶えず大阪府との役割分担

の点検と協力体制の検証・充実に努め、効率的・効果的な事業実施に留意する必要がある。

(4) 今後 5 年間の収支改善目標

- 以上の検討を踏まえ、今後 5 年間の収支目標の基本フレームを次のとおり設定する。

年次別収支改善目標

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
単年度収支	△50,000	△35,000	△30,000	△35,000	△25,000
期末正味財産額	850,000	815,000	785,000	750,000	725,000

- 本目標の設定にあたり、中間管理事業補助金の水準は固定化するものとし、新規事業の獲得予定も含めている。また、平成 28 年度においてかなりの事業費の圧縮を実施することや平成 29 年度に 3 名の派遣職員を嘱託職員に振り替えることを前提としている。
- このため、今後の事業の状況や制度の変化、職員のマンパワーの確保等を勘案しながら、必要に応じ見直しを行うことが必要である。
- 以上の検証・検討を踏まえ、平成 28 年度から 5 年間の中期経営計画の目標及び事業計画を以下のとおり策定し、法人運営及び事業展開の指針とする。

Ⅲ 方針と目標及び事業展開

1 法人運営

公社は一般財団法人への移行について平成24年4月1日に認可を受けた。

一般財団法人への移行認可に際して、公益目的財産額（移行時の純資産）を公益目的に消費していく「公益目的支出計画」の期間を20年（平成43年度）とした。認可の条件である「公益目的支出計画」を着実に実行しながら、一方では収益事業による正味財産を積み立て、公益目的支出計画終了後は、それまでに蓄積した正味財産を活用し、身の丈にあった公益目的事業を継続していく。このため、今後5年間においては、収支改善目標の基本フレームに基づき運営体制の効率化を進めるとともに収益事業の獲得など積極的に取り組む。

2 公益目的支出計画事業

(1) 農地中間管理事業等農地関連事業

<方針>

農地中間管理事業は、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大などの課題があるなか、大阪農業の特性を活かしながら、

- ① 農地の集積・集約による経営基盤の強化
- ② 遊休農地の解消及び未然防止による農空間の保全・活用

を基本理念とし、大阪府が定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則り、事業を推進する。

また、大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全活用に関する条例」（以下「農空間条例」という。）、大阪府や市町村の農業施策、各地域の「人・農地プラン」等の内容を踏まえ、地域の農業が将来にわたり発展するよう留意しながら実施する。

<目標>

農地中間管理事業については、

- ・ 大阪府の基本方針に基づき、新規農地貸借の面積は15ha／年以上を目標とし、借受応募者の希望面積に応えられるよう努めるものとする。
- ・ 大阪府の農地中間管理事業プロジェクトチームと連携し、面的広がりのある農地を対象に集積・集約を図り、担い手の農業経営基盤の拡充をめざすため、重点的に取り組む地区を設定のうえ、この重点地区を中心に地域へ働きかけを行う。
 - 地域への働きかけ回数 38回／年（農業振興地域19地域でそれぞれ2回）
- ・ 大阪府が実施する企業の農業参入を促進する参入支援事業、準農家制度の施策と連携し、大阪農業を支える多様な担い手の確保及び育成に努める。
 - 新規参入者 37者／年（大阪府農業経営基盤強化促進基本方針の目標値）

<事業展開>

- ・ これまで同様、行政や農業関係団体と連携し、あらゆる機会を通じ、農地所有者に対し事業PRを行う。
- ・ 大阪府のプロジェクトチームと連携し、重点地区を選定のうえ、農家へのアンケート調査等地元への働きかけを強化するとともに、大阪府と機構の役割分担を図りながら一体となって事業推進を図る。
- ・ 市町村とは、大阪府の「農空間条例」に基づき、各市町村に設置された「農空間保全委員会」（大阪府、市町村、農業委員会、JA、機構等で構成）において、事業推進や農地所有者の貸付意向の状況を共有する。また、大阪府とともに借受農地の掘り起こしや人・農地プランの策定を市町村に促すとともに、市町村や農業関係団体とともに地域の会合に出かけ、本事業の活用を働きかけていく。
- ・ 農業委員会が行う遊休農地の所有者に対する意向調査で、機構への農地貸付希望があった農地や機構や市町村に直接貸出希望のあった農地については、現地調査を速やかに行い、借受希望者に紹介するなど迅速に対応する。
- ・ あわせて、企業の農業参入、準農家制度、大阪型農地貸付推進事業、ハートフルアグリ等の大阪府・市町村の施策に貢献できるよう努める。

(2) 自然環境保全関連事業（大阪府民の森等管理運営事業）

指定管理者制度に基づき、大阪府から受託している「府民の森」については、提案内容に沿った管理運営を進める。

<方針>

- ・ 経年劣化が顕著となっている府民の森の各施設については、事故や破損が発生する前に補修・修繕を行う「予防保全」の考え方を前提に、安全安心な施設管理を徹底し快適な利用環境の確保に努める。
- ・ ナラ枯れ被害が深刻化していることから、利用者が滞留する広場や休憩施設、トイレ周辺や利用頻度が高い管理道、園路周辺の被害木は、徹底的に伐採処理するとともに、ナラ枯れ被害終息後の森づくり方針を検討・作成し、これに基づき、府民の森を自然災害に強い健全な森へ誘導する。
- ・ 多様な企業、団体に森づくりフィールドを提供し、森づくり方針に沿った森林作業を指導し、府民協働による森づくりに取り組む。
- ・ くろんど園地第2キャンプ場跡地をさまざまな団体、企業、ボランティアがプログラムの実施や自主活動を行う拠点として活用し、多様な活動、交流が行われるよう支援する。

<目標>

- ・ 経年劣化が顕著な大型構造物、施設については、施設の不具合による園地利用者の事故を絶対発生させないことを基本に計画的に補修・修繕を行う。

○ 大型施設の計画的修繕目標

【星のブランコ】

吊り橋の床板 225 スパン（板材 5 枚./1 スパン）のうち、未改修の 100 スパンを 5 年間ですべて交換する。

【クライミングウォール】

ホールド 2,400 個のうち、未改修 1,500 個を 5 年間ですべて交換する。

- ・ 園地利用者の安全安心を確実に確保するとともに、病虫害や自然災害に強い森へ誘導するため、園地職員、公社植生管理チーム、大阪府森林組合が役割分担しながら、ナラ枯れ等の枯損木の伐採を徹底的に実施する。目標としては、ナラ枯れ被害が顕在化する 8 月末時点で被害状況調査を取りまとめ、利用者の多い場所を中心に、年度内に危険木を確実に伐採処理する。

○ ナラ枯れ対策目標

利用者の多い施設周辺、広場、管理道のナラ枯れ被害木伐採率：100%

ナラ枯れ被害の終息が見込まれる区域から、作成する森づくり方針に基づき、府民、NPO、企業等と協働・連携し、大阪府の生駒山系「花屏風」構想も踏まえた森づくりを進める。

- ・ 共同受託者である NPO 法人里山サロンをはじめ、NPO 法人パークレンジャー協会など多様なボランティア団体、企業との協働により、府民が自然や森林、環境についての理解を深め、多様な体験プログラムに参加できる機会を提供する。

○ 体験プログラム等への目標参加人数：年間 4,000 人

<事業展開>

- ・ 府民の森施設の経年劣化が顕著にみられることから、施設の不具合による園地利用者の事故を絶対発生させないことを最重点に、事故や破損が発生する前に補修・修繕を行う「予防保全」を前提に、安全安心の管理運営を徹底する。
- ・ 利用者が多い広場、休憩施設、管理道、園路周辺のナラ枯れ被害木は、徹底的に伐採処理し、園地利用者の安全を確保する。
- ・ インターネット、各種広報媒体の活用に加えて、フェイスブックページを作成し、園地情報を広く発信するなど府民の森の PR の強化を図る。また、各園地案内所に大阪フリー Wi-Fi 環境を整備し、園地利用者が情報収集、情報発信できるよう取り組む。
- ・ NPO 里山サロン、NPO 日本パークレンジャー協会や園地ボランティア、企業、団体との連携を図り、府民の自然や森林に対する理解を深める多様なプログラムの提供や新たな魅力づくりに努める。
- ・ ナラ枯れ終息後の森づくりのあり方、整備方向について、学識者の意見を聞きながら作成し、これに基づき府民、NPO、企業等と協働・連携し、病虫害や災害に強い健全な森づくりに取り組む。

(3) 地球温暖化防止活動推進支援事業

<方針>

温室効果ガスの増加が著しく、排出量の多い民生部門（業務、家庭）の排出抑制が重要であることから、家庭や中小事業所における省エネルギー・節電等によるCO₂削減の取組みを中心に事業展開を図る。

- ・ 事業実施に当たっては、見える化の観点から効果の数値化を図り、わかりやすく情報発信する。

<目標>

- ・ イベント、セミナー、出前講座などにより、地球温暖化の現状や対策の重要性について内容を掘り下げ理解を深める啓発や環境教育を実施する。また、啓発対象者にはアンケートにより効果の有無を把握する。
 - 環境教育・啓発の対象者数 2,000人/年
 - 環境教育・啓発の理解度 70%以上
- ・ カーボン・オフセットの普及を図るため、カーボン・オフセットイベントやカーボン・オフセットした商品開発を推進する。
 - カーボン・オフセットイベント、商品開発を合わせて 10件/年
- ・ 家庭や中小事業所の省エネ診断を行い、省エネ・節電に向けた提案を行う。
 - 家庭に対する「うちエコ診断」数 500件/年
 - 事業所に対する省エネ診断数 6件/年
 - 環境教育・啓発による行動変容、家庭や事業所に対する省エネ診断による省エネ・節電提案を合わせたCO₂削減量 450トン/年
- ・ 財源の確保に向けて、国、大阪府、市町村等が公募するプロポーザル方式の事業に積極的に参加し、事業の獲得を目指す。

<事業展開>

- ・ 環境NPO、地球温暖化防止活動推進員等と連携して、大阪府や市町村が主催するイベントへのブース出展、セミナーの開催、出前講座などを行うことにより、地球温暖化の現状や対策の重要性について内容を掘り下げて説明し、理解を深める。
- ・ 公社の公益事業としてカーボン・オフセットイベントを支援するとともに、環境省の補助事業等を活用してカーボン・オフセットした商品開発を推進する。
- ・ 「うちエコ診断」は、企業の従業員などに対する集団診断、イベント等参加者に対する会場診断を中心に、効率的に実施する。
- ・ 中小事業者に対して省エネ診断は、環境省の補助事業等の活用を図りながら推進するとともに、削減効果のフォローアップにも努める。
- ・ 国民運動「COOL CHOICE」を府民、企業、行政等と連携・協力し推進する。

3 その他収益事業

移行法人として、公益目的支出計画を着実に実行することにより毎年度約 5,500 万円の正味財産を費消することとしている。継続して事業を継続するためには、公益目的支出計画が達成された時点である程度の正味財産を残すことが必要である。

(1) 環境調査・相談事業

<目 標>

- ・ 財源の確保については、国、大阪府、市町村等が公募するプロポーザル方式の事業には積極的に参加し、事業の獲得を目指す。
○事業費獲得目標 : 年間 3 件以上

(2) 直営事業

<目 標>

- ・ 農地貸借や新規参入者への支援で培ったノウハウを活用し、受託事業の確保に努める。
- ・ 府民の森のハイキングに人気の「まるごとハイキングマップ」、飲食物の販売など、利用者サービスと収益確保を図る。
- ・ カーボン・オフセット制度を活用し作成した冊子「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を啓発看板、チラシによるPRにより収益向上を図るほか、観察会などのプログラム教材として販売する。
- ・ あじさいまつり等イベント開催期間中や園地利用者の多い時期には、飲食関係企業や地元観光協会などと連携・調整を図りながら、軽食やコーヒー、ぜんざいなど提供するオープンカフェを開設するほか、多様な来園者にニーズに合った新たな物販事業を展開していく。

IV 収支計画

1 公益目的支出計画事業

(単位：千円)

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実施事業等 会計	収入	282,366	283,706	283,706	283,706	283,706
	支出	339,269	329,719	323,919	327,119	317,119
	収支差額	△ 56,903	△ 46,013	△ 40,213	△ 43,413	△ 33,413

2 その他収益事業

(単位：千円)

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
その他会計	収入	45,492	45,332	29,817	21,157	20,997
	支出	34,901	34,451	19,619	12,455	12,455
法人会計						
合計	収支差額	10,591	10,881	10,198	8,702	8,542

3 公社全体

(単位：千円)

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
総合計	収入	327,858	329,038	313,523	304,863	304,703
	支出	374,170	364,170	343,538	339,574	329,574
	収支差額	△ 46,312	△ 35,132	△ 30,015	△ 34,711	△ 24,871

V 進行管理

本計画を基本に事業計画を作成するとともに、計画の前提にあわせ収支計画を変更することとする。

なお、計画の前提は、11 ページから再掲する。

- 本目標の設定にあたり、中間管理事業補助金の水準は固定化するものとし、新規事業の獲得予定も含めている。また、平成 28 年度においてかなりの事業費の圧縮を実施することや平成 29 年度に 3 名の派遣職員を嘱託職員に振り替えることを前提としている。
- このため、今後の事業の状況や制度の変化、職員のマンパワーの確保等を勘案しながら、必要に応じ見直しを行うことが必要である。

